

令和元年8月23日

各位

宗教法人 榛名神社

重要文化財 榛名神社国祖社及び額殿 保存修理工事（第3期）
重要文化財 榛名神社双龍門 保存修理工事（第1期）

一般競争入札（事後審査方式）参加者募集要項

1. 工事件名 重要文化財 榛名神社国祖社及び額殿保存修理工事（第3期）
（一括工事） 重要文化財 榛名神社双龍門保存修理工事（第1期）
2. 工事場所 群馬県高崎市榛名山町849
3. 工期 契約日翌日～令和3年7月28日（予定）
4. 建物概要

国祖社 正面3間、側面5間、一重、入母屋造、妻入、向拝1間、軒唐破風付、銅板葺
額 殿 正面6.5m、側面2.9m、一重、入母屋造、北面国祖社に接続、銅板葺
双龍門 四脚門、入母屋造、前後千鳥破風、四面軒唐破風付、銅板葺

5. 工事概要

国祖社・額殿：木部補修・組立、漆・彩色工事、建具工事、構造補強工事、雑工事。
双龍門：仮設工事、木部補修・組立、漆塗・彩色工事の古塗装搔落し、銅板屋根の解体、雑工事。

6. 入札参加資格

（1）建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築工事業について特定建設業の許可を受けており、同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評価値が730点以上であること。

（2）平成21年より令和元年までの間で、国宝・重要文化財建造物の解体を伴う木工事及び漆・彩色の塗装工事の元請けとしての経験がある者（現在実施中の工事を含む）。

（3）文化財建造物の施工管理の経験がある現場代理人を常駐させることができ、主任技術者または監理技術者は専任することができる者。

（4）（3）に該当する現場代理人及び主任技術者または監理技術者は、申請日前3箇月以上継続して雇用しているものに限る。

（5）入札参加申請書の提出日から落札者の決定までに、建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間がないこと。

（6）会社更正法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申し立てをしていない者であること。

（7）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者であること。

（8）高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員などではないこと。

（9）木工事及び塗装工事に従事する専門技術者の責任者は、下記のいずれかの条件を満たす者とする。

ア. NPO法人日本伝統建築技術保存会が行う日本伝統建築技能者研修を受講し、初級または中級の認定者。

イ. （公財）文化財建造物保存技術協会が行う木工技能者研修普通コース、または上級コースの修了者。

ウ. 国宝または重要文化財建造物の漆塗り、彩色工事の経験者で社寺建造物美術協議会に所属するもの。

エ. 上記資格を有しない場合は、平成21年以降に複数件数の国指定の文化財建造物保存修理工事の施工実績を有する者。

7. 入札参加申請書の入手及び提出

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札（事後審査方式）参加申請書を次の通り入手して、参加申請書を提出しなければならない。

・参加申請書の入手 榛名神社に郵送またはFAXで問い合わせ。「榛名神社国祖社及び額殿保存修理工事（第3期）・双龍門保存修理工事（第1期）入札参加申請書の送付依頼」と記入し、送付先住所、氏名を明記する（書式は自由）。なお電話での問い合わせは一切受け付けない。受付期間令和元年8月26日まで。

・参加申請書の提出 持参または郵送。

公告日の翌日以降から令和元年9月4日まで 持参は午前9時から午後3時。郵送は最終日必着。

・問い合わせ・提出先 370-3341 群馬県高崎市榛名山町849 榛名神社 FAX027-374-9051

8. 入札図書発送予定日 令和元年9月5日(予定)
9. 入札日・入札場所 令和元年9月25日 午前10時 榛名神社(予定)
10. 落札候補者となったものは、6(1)、同(2)、同(3)、同(4)を証する書類と入札図書に定める資料を指定する期日までに提出する。設定した諸条件に合致しているか入札参加資格を審査し、落札者を決定する。
11. 設計監理 公益財団法人 文化財建造物保存技術協会